

建 政 - 1844

令和5年1月20日

各建設業関係団体の長  
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長

(公印省略)

監理技術者等の工事現場における専任配置等についての  
一部改正について (通知)

このことについて、別添のとおり通知の一部を改正しましたので、お知らせします。  
つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：建設政策課

建設業班

TEL. 018-860-2425



監理技術者等の工事現場における専任配置等についての一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>3 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯</p> <p>公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年以内（選任されている期間中のいずれの日においても講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することがないこと）に受講した者から選任されていることを確認しなければならない。</p> <p>また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時資格者証_____</p> <p>_____を携帯するよう指導するものとする。</p>	<p>3 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯</p> <p>公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年以内（選任されている期間中のいずれの日においても講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することがないこと）に受講した者から選任されていることを確認しなければならない。</p> <p>また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴が記載されたラベルが資格者証の裏面に貼付されている場合にあっては、当該資格者証）を携帯するよう指導するものとする。</p>
<p>4 監理技術者等の雇用関係</p> <p>監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任されていることを確認しなければならない。</p> <p>1) 略</p> <p>2) 恒常的な雇用関係の考え方</p> <p>県が発注する公共工事における監理技術者等については、所属建設業者から入札参加資格確認申請のあった日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。</p> <p>ただし、<u>合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更の伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にあるものについては、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあったものとみなす。</u></p> <p>なお、<u>震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りでない。</u></p> <p>また、雇用期間が限定されている継続雇用</p>	<p>4 監理技術者等の雇用関係</p> <p>監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任されていることを確認しなければならない。</p> <p>1) 略</p> <p>2) 恒常的な雇用関係の考え方</p> <p>県が発注する公共工事における監理技術者等については、所属建設業者から入札参加資格確認申請のあった日（指名競争にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。</p> <p>ただし、<u>震災等の自然災害の発生またはその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りでない。</u></p> <p>なお、<u>合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更の伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にあるものについては、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあったものとみなす。</u></p> <p>また、雇用期間が限定されている継続雇用</p>

制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

3) 略

5 監理技術者等の資格審査

監理技術者等としての適否は、資格者証  
\_\_\_\_\_及び雇用関係の確認資料を  
次の書類と同時に提出を求め確認するものとする。

1)・2) 略

6 監理技術者等の途中交代

1) 途中交代を認める条件

次のいずれかに該当する場合は監理技術者等の途中交代を認めることができる。

- ① 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等
- ② 受注者の責によらない理由により契約事項の変更（工期延長等）に伴う  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 場合

③ \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 工場から現地へ  
\_\_\_\_\_ 工事の現場が移行する場合

④ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合  
なお、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2) 上記により途中交代を認める際の対応

① 後任の監理技術者等の資格及び施工経験は、入札公告等において配置予定技術者に求めた資格及び施工経験と同等以上とすること。

②・③ 略

3) 略

制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

3) 略

5 監理技術者等の資格審査

監理技術者等としての適否は、資格者証、監理技術者講習修了証及び雇用関係の確認資料を次の書類と同時に提出を求め確認するものとする。

1)・2) 略

6 監理技術者等の途中交代

1) 途中交代を認める条件

次のいずれかに該当する場合は監理技術者等の途中交代を認めることができる。

- ① 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等
- ② 受注者の責によらない理由により長期の工事中止または工事内容の大幅な変更  
が発生し、工期が延長された場合

③ 橋梁、ゲート、ポンプ、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ  
工事の現場が移動する時点

④ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合  
なお、いずれの場合であっても、発注者と

発注者から直接工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2) 上記により途中交代を認める際の対応

① 監理技術者等について資格及び資格取得後の経験年数を同等以上（前任技術者の経験年数以上または5年以上の経験年数）とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有する者とする。

\_\_\_\_\_ なお、一般競争入札及び条件付き一般競争入札により入札を行った工事の後任技術者の経験については、当該工事の技術資料提出時に記載された配置予定技術者の条件を満足するものとする。

②・③ 略

3) 略

8 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者に対し、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

10 密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第27条第2項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合

については、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

なお、これら複数の工事に係る下請契約の請負代金の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数の工事に係る請負代金の合計額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任のものでなければならない。

8 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者には\_\_\_\_\_、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者の設置を求めるものとする。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者の設置を求めるものとする。

10 密接な関連のある二以上の工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令第27条第2項）が、監理技術者についてはそれぞれについて専任でなければならない。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる構造物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体工事を

\_\_\_\_\_当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が当該複数の工事全体を管理することができる。

なお、これら重複 工事に係る下請契約の請負代金の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となるときは、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、\_\_\_\_\_ 複数 工事に係る請負代金の合計額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任のものでなければならない。

附 則

この通知は、令和5年2月1日から施行する。